

## 日本 AEM 学会谷順二賞規程

### 第1章 総則

- 第1条 本会に日本 AEM 学会谷順二賞（以下「本賞」という）を設ける。
- 第2条 本賞は、本学会の創始者である谷順二先生の功績を称え設けられた賞で、その内容が異分野の融合によってなされた優れた研究と認められる論文の著者個人に対し、その努力と精進に報いるとともに、旺盛な研究意欲を高揚させることを目的として贈賞する。
- 第3条 受賞候補者は日本 AEM 学会会員である者とする。
- 第4条 本賞は、同一年度に同一論文に対して、本会のその他の賞と重複して贈賞しない。
- 第5条 本賞の審査対象論文は、前年の7月1日以降6月30日までに発行された日本 AEM 学会誌、日本 AEM 学会が主催した主要な会議に発表された論文とする。
2. ただし、自薦・他薦による推薦は過去2年間に発表された論文までを対象とする。
3. さらに、当該年度の論文と続報関係にある、研究対象を一にする複数論文をまとめて一つの成果として選考することも考慮し、その場合、過去数年間に発表された論文を考慮することがある。
- 第6条 贈賞は、原則として毎年2件以内とする。
- 第7条 贈賞に値する論文がないときは、その年度に贈賞しない。
- 第8条 同一人が再受賞することは、差し支えないものとする。

### 第2章 審査委員会

- 第9条 本会に、日本 AEM 学会論文賞および日本 AEM 学会著作賞ならびに日本 AEM 学会技術賞、日本 AEM 学会奨励賞、日本 AEM 学会谷順二賞の審査を行う5賞合同の論文賞等審査委員会（以下「審査委員会」という）を置く。
- 第10条 審査委員会委員長は、理事会の議決により、会長が指名する。
- 第11条 審査委員会の幹事および委員は、審査委員会委員長の推薦により、会長が委嘱する。
- 第12条 審査委員の任期は当該年度の審査が終了するまでとする。
- 第13条 審査委員会の定足数は、委任状も含め、委員長、幹事を含む審査委員総数の3分の2とし、出席委員の過半数の同意を持って議決する。
2. 賛否同数の場合は委員長が決定する。
- 第14条 審査手続きは、別に定める日本 AEM 学会論文賞・日本 AEM 学会著作賞・日本 AEM 学会技術賞・日本 AEM 学会奨励賞・日本 AEM 学会谷順二賞 審査要領による。
- 第15条 審査委員会委員長は、毎年9月または10月の理事会に審査結果を報告する。

### 第3章 受賞者の決定

- 第16条 理事会は、審査委員会委員長の報告を受け、受賞者の決定をする。

### 第4章 表彰

- 第17条 贈賞は、毎年 MAGDA コンファレンスにおいて行うことを原則とする。
- 第18条 賞は、賞状および賞牌とする。

2013年12月2日 理事会承認

2014年12月4日 理事会修正承認